

平成29年度第2回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年5月11日(木)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成29年5月11日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
5番 上野 峰廣	7番 城戸 政治	8番 池上 俊一
10番 濱口 剛	11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博
13番 馬場 廣幸	14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二
16番 松野 智子		

5. 欠席委員は次のとおりである。

4番 宮野 秀一	6番 濱村 隆喜	9番 長谷川 泉
----------	----------	----------

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第8号 農地法第4条第1項の申請取下げについて

議案第9号 非農地証明書交付申請について

議案第10号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第12号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

事務局  
濱北会長

では皆さん、御起立願います。礼。着席。

本日は欠席が多く、3人の欠席です。4番の宮野委員、6番の濱村委員、9番の長谷川委員が欠席でございます。

それでは、始めたいと思います。一言挨拶したいと思います。私のうちの田植えの関係は、苗床はもう終わりましたけれども、8日と9日で並べてしまいました。しかし、もう麦刈りが始まりますよ。

私のことで申しわけありませんが、今、見守り隊に入っております。7時20分に学校まで送って、それが今の日課でございます。その途中で子供と会うわけですが、大きな声で「おはようございます」「おはようございます」と。その声が大きくて、気持ちのいい朝になっております。これが、今の私の日課で、一日の始まりでございます。帰りは用事があつたりが多いものですから、なかなか迎えができませんけれども、朝は私の日課になっております。

今日はよろしく願います。

平成29年度第2回長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしく願います。

本日の提出議案は、報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第8号「農地法第4条第1項の申請取下げについて」、議案第9号「非農地証明書交付申請について」、議案第10号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第12号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

本日の議事録署名人は、1番池本委員、3番坂上委員です。よろしく願います。

それでは早速、議事に入ります。

報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、報告第6号でございます。

1番と2番と一緒に願います。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動届出がありましたので、次のとおり御報告をいたします。

受付番号の1番でございます。届出人の住所・氏名でございますが、届出人は平原区の方でございます。届出物件の表示でございますが、清源寺字ナギ原22番。地目、台帳、現況ともに田、地積が521㎡でございます。権利取得日が平成20年10月21日、取得した事由でございますけれども、こちらのほうは相続となっております。

続きまして、受付番号の2番でございます。こちらも1番と同様、平原区の方でございます。届出物件の表示のところでございますが、8物件でございます。上のほうから読み上げます。

清源寺字ナギ原25番。地目、台帳、現況ともに田、地積が255㎡です。

事務局  
濱北会長  
事務局

次が、同じく清源寺の天神守、地番が228番。台帳、現況ともに田、553㎡でございます。

続きまして、同じく清源寺字塘下、402番。台帳、現況ともに田、546㎡でございます。

続きまして、清源寺字甘出、1277番。台帳、現況ともに田、884㎡です。

続きまして、清源寺字前浜、3004の9です。台帳、現況ともに田、1,427㎡でございます。

続きまして、清源寺字遠見下、3260番の1。台帳、現況ともに田、390㎡でございます。

同じく3260番の2。台帳、現況ともに田、38㎡です。

続きまして、同じく3266番。台帳、現況ともに田、1,007㎡となっております。権利取得日が平成29年の2月25日、こちらのほうも所有権移転の事由といたしましては、相続となっております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま3条の3第1項の規定による説明が終わりました。この件について何か質問等はございませんか。

池本委員

いいですか。

濱北会長

どうぞ。

池本委員

1番のほう、いわゆる権利取得が平成20年の10月21日ということで、届けてなかったちゅうことだけですかね。

事務局

はい。権利取得日は相続日になりますので。

池本委員

相続はしていたけれども、届出なかったから、今回、一緒に届けだけしたちゅうことですね。

事務局

はい。

濱北会長

ほかにありませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

異議なし の声有

濱北会長

ありがとうございます。

次に進みます。2ページです。

報告第7号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。受付番号の56番、1番は一括して説明してください。

事務局

報告第7号でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届について、次のとおり御報告をいたします。

受付番号の56番でございます。賃貸人が荒尾市の方でございます。賃借人が梅田区の方でございます。申請物件の表示でございますけれども、長洲字大藤でございます。地番が154番。台帳、現況ともに田、1,141㎡となっております。申請理由といたしましては、合意解約、耕作者変更のためとなっております。こちらのほうの合意解約成立日が平成29年3月31日となっております。

続きまして、受付番号の1番でございます。こちらは、4月になっておりま

すので1番となっております。賃貸人が赤崎区の方、賃借人も赤崎区の方でございます。こちらの所在のほうは二つあります。折崎の字碓、165番。台帳、現況ともに田。2,623㎡となっております。同じく折崎字東畑、384番の1。台帳、現況ともに田。地積のほうは2,067㎡となっております。こちら合意解約、耕作者変更のためとなっております。

済みません、備考の欄で下の日付が入っておりませんでした。申しわけありません。こちらの下の方が平成31年10月18日まで、10年間となっております。ちょっとここが抜けておりました。申しわけありません。こちらの合意解約の成立日が平成29年4月20日となっております。

以上で説明は終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。この件について、何か質問等はないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、原案のとおり承認することとして、よろしゅうございますか。

異議なし の声有

濱北会長

ありがとうございます。

次に進みます。3ページです。

報告第8号「農地法第4条第1項の申請取下げについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第8号でございます。農地法第4条第1項の申請取り下げについて、次のとおり御報告をいたします。

受付番号の1番でございます。申請人の住所・氏名のところですが、新山区の方でございます。所在地は、大字長洲字新山、地番が868番の9でございます。地目でございますが、台帳は畑、現況は雑種地となっております。地積は17㎡。こちらの申請理由といたしましては、転用面積が過大のためとなっております。備考の欄をごらんください。平成29年3月14日開催の第11回長洲町農業委員会の定例会において提出された案件でございます。

以上でございます。

濱北会長

取り下げ申請についての説明が終わりでしたがけれども、この件について、何か質問等はありませんか。

どうぞ。

池本委員

前の資料調べたらわかると思いますけれども、転用面積過大というのは、3月14日の農業委員会に出た面積はどれだけあったんですか。

事務局

これについては調べてはいたんですよ。面積を代理人の方とかいろいろ調べられた結果、550は切ってはいたんですよけれども、県のほうで、その下げ過ぎはちょっとあんまりだと。

もう一個別件がありまして、この方の申請地、去年の資料なので、今日はお持ちでないと思うんですけど、この隣接地に、本来10年前に、実際は倉庫を建てるといことで転用の許可がおりてるんですよ。ただ、実際そこに倉庫を建てずに、ここに倉庫を建てましたと3月のときに説明してるんですよ。

なら先に、まず転用した倉庫ををしなさいと。普通なら許可後に、許可をしたんだから、それが本来でしょうと。それで足りないなら足りないの次なのでというところで、いろいろなことがあってですね。

面積が過大、まず550。本来なら500ですけど、おおむね500なので550。それで、この方の宅地面積を超えてしまったので、県より許可がおりず、取り下げを出してくれと。

本来であれば、この報告取り下げ事項については、農業委員会の申請受付日が毎月25日ですので、25日までに一度出されたものがこの定例会にかかるまでに、本人たちの何かの都合で取り下げ書ができれば議案に上げることはありませんので、定例会で上がってくることはありません。番号が飛んで、この受付番号はそのとき何かの理由で、ただ取り下げられましたと流すんですけど、今回の案件につきましては、3月に皆さんに一度御審議いただいた結果と、県まで提出をしておりましたので、報告案件ということでさせていただいております。

以上です。

池本委員

よかばってん、1回委員会で承認したことを取り下げるのに、ただ報告でよかもんかなと思ってな。みんな意見を伺って、承認したんでしょう。それを、じゃあ、通らんやったけんて、ただ報告で。これは承認してもらいましたけど、県のほうで通らんやったけん、報告しますと、そういう議事の進め方でよかですか。

一旦、これは3月の定例会で承認してもらいましたけれども、こういったような状況で県のほうは認められんやったけんがというようなことをぴしゃっと、大体、提案のときに説明すべきやなかつかなと思うな。じゃなかと、議事として我々が決めたことが間違うととやけんな。

事務局

間違いじゃなかったですけどね。うちは、それでお願いますということで申請を上げるんですけど、やはり許可権者が県だったということで、そこがうまくできなかったという。

池本委員

報告事項も、そういったことで一旦議事になって、それを取り下げるということなら、ただ単なる報告じゃ私はまずいと思うわけですよ。

事務局

そこはちょっと確認させてもらっていいですか。

池本委員

だから、報告でいいもんか、それとも、報告の中でもこういったことで、同じ報告じゃちょっとまずかと私は思うばってんな。

濱北会長

ちょっとそれは調べてみて。

池本委員

そういったケースのときの取り扱いについて。

事務局

取り扱いですね。

池本委員

やっぱり、そういったほうはぴしゃっと知っとかんければいかん。聞いたっちゃいっちょん意味のわからんのをしとつとば。前んところ見たって、いっちょん何て言ってるとかわからんもん。

事務局

わかりました。

濱北会長

どうぞ。

徳山委員

所有権を夫婦で割ってもなるんですたいね。

事務局	基本的には1世帯と大体見られます。もう、ここまでくるとわかっちゃうと思います。
馬場委員 事務局	倉庫を建てる計画をして、倉庫ば建てない……。
馬場委員 事務局	なかったほう。はい。
馬場委員 事務局	あれは別に問題なかですか。
池本委員 事務局	実際は、そこにまた建てると言っていました。建てなければ地目変更できないので。
馬場委員 事務局	それは農業委員会の指導やろう。
馬場委員 事務局	指導ですよ。これがわかったから。
濱北会長	まずは、許可を受けているほうからやってくださいという。
	はい。
	事務局としては、それを各地域に対して、1年間でこういったものをこれだけ許可しましたから、約束どおりできていますか、できていないか、追跡調査をやっぱりしていかないかんよね。
	ただいまの取り下げについては、次回のときに県のほうの調査をしてから報告するというので、次に進みたいと思います。
	次は4ページです。
	議案第9号「非農地証明書交付申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案の第9号でございます。非農地証明書交付申請について、次のとおり提出をいたします。
	受付番号の1番でございます。申請人の住所・氏名でございますが、福岡市在中の方でございます。申請物件の表示でございますけれども、所在地が梅田字北山でございます。地番が32番の1。地目でございますが、台帳が畑、現況は山林となっております。地積でございますけれども、886㎡でございます。申請理由といたしましては、地目変更のためとなっております。備考欄をごらんください。平成26年度以降、農地利用の状況調査でB分類の判定を受けている土地でございます。
	こちらのほうの非農地化した時期や経緯についてでございますが、平成26年、申請者の方が購入した時点で地目は畑でございました。実際は雑木林であったということでございます。現在の状況でございますが、現在も雑木林となっているところでございます。
	申請理由といたしまして、地目変更と接道がないということと、取り付け道路を検証いたしましたけれども、困難というふうになっております。農業機械が搬入できず、農地としての使用ができないという判断をしております。
	判断基準でございますが、農地法の運用におきまして、農業委員会は農地の所有者から当該農地が農地に該当しないということの証明を依頼された場合は、農地利用状況等調査の結果を踏まえて、基準に従い、対象農地が農地に該当するか否かについて、総会の議決にて判断するということになっております。判断基準につきましては、その土地が森林の様を呈しているということや、農

地として復元をすることが物理的な条件で整備が著しく困難な場合は、その土地の周辺の状況から見て、その土地を復元しても継続して利用することができないと見込まれた場合というふうになっております。

現地確認の結果でございますけれども、申請地につきましては、平成26年、先ほど申しましたとおり、利用状況調査においてB分類と判定されております。今回、申請を受けまして、再度、会長と土山委員と現地確認を行った結果、周辺から樹木が生い茂っているという状況を確認しているところでございます。

以上で簡単ではございますが、説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま議案第9号の説明が終わりました。この件について、何か御意見等はございませんか。

池本委員  
事務局  
池本委員

これは、現況の畑を山林に地目変更するちゅうことですか。

はい。

これを一旦認めれば、私はずっと前から農地、いわゆる調査をした後からずっと言いよったが、結局、まさにこれが、それを手つけずに農業委員会がおったからこういった形になるわけですよ。ここを一つ認めるなら全部認めないかん。だっでん全部出てくる。全部出すて思うですよ、こういったことが認められるなら。私はそげんと。

だから、こういった地主にですよ、おたく方は周辺にも迷惑かけています、こういったことですから何らかの対応をとってくださいって。これを認めないじゃなくて、やっぱり長洲町もそういった状況に応じて、これは仕方ないということなら、一旦全部するようにせんと、これいっちょ認めるなら、どうも收拾つかんと思うがな。その後のフォローをしっかりしなさい。それで、もう不可能なところは除外するようなことをしなさいって、ずっと私は何回も言うてきとるもん。それをせずに、こうやって1点だけ認めるちゅうなら、それは收拾つかんと思うがな。

そんなら、おいどんもすぐ出すばい。認めてくれちゅうて。周辺がそがん山やけんって、結局、これは周囲も全部山でしょう。

事務局  
池本委員  
事務局

はい。

そがんとから全部外さないかんなら、もうほかのところも外してやらんなら。済みません、本来の説明をすると、今の農地法の運用上、これにつきましては、申請があった物件について。それで、先ほど委員がおっしゃられたとおり申請がなかった物件についてというのは、まず皆さんが見て回られて、きれい、AとBと分けますよね。それで、B分類については、周辺の状況も含めて、山林、原野につきましては、こちらのほうで、総会に1回審議にかけます。それで、こうなりましたと、こっちからまず送るんですよ。外しますと直接言うてあれなので、同意みたいな形で外していいですかと。それを受けて、本人が納得されるのであれば、地目を変える。

池本委員  
事務局

和水はそれで表彰まで受けてたんでしょ。

はい。ただ、特に和水とか南関の山間部、特にうちで言うなら、例えば、永塩、ミカン山という、もともと山だったかもしれませぬ。それが昭和の食糧難

濱北会長  
事務局  
池本委員

のときからの構造改善なり、いろいろなことをして山を切り開いたと。結局、それが今、またさらに山に戻ったところですので、これまで皆さんがおっしゃられたことは、もう重々わかっています。

荒尾も、もうこれ始めてます。

荒尾も始めました。なので……

前から、せれせれて言いよったろうが。ほんじゃ、こっちに図面で位置図で言えば、これは33とか36とか、この辺の49-2とか37-1とか、その隣接地、ここも全部山ですか。

濱北会長  
土山委員

山です。そこに道があります。

ちょっとよかですか。6ページを見てもらっていいですかね。

この真ん中をずっと上のほうに行くと、これが長洲大谷線です。ずっとグリーンランド方面に行ったところですね。そこ中央部分に一点鎖線のずっとあるですね。この道路から上のほうは荒尾市になるとですよ。それで、このずっと右のほうに行ったところが、お店ができとります。ちなみに、この荒尾市のこの辺は第一種農地ですよ。しかし、現況はもう山林ですね。一部畑はあるけれども、ほとんど山林です。それで、お店の前の人の地主あたりに、荒尾市役所、農政課が知らんけど、書類持って、「おたくは地目は畑になってるけど、現況は山林ですね。山林と認めるなら、ここにサインして、印鑑押してください」ちゅうて、荒尾市はずっと前ですもんね。

ちなみにこの辺は私の土地もちょっとあるんですけど、もうイノシシの出よっとですたい。それで悪さばかりしてですね、そんな状態です。イノシシの出よっとですよ。かなりここは、イノシシの足跡とふんもあつですね。そうすると、ミカンの木なんかもこうやって全部やって外に出しとる。ジャガでん全部引っ張りだしてもうて。

私もこの一番高台で麦ばつくつとるばつてん、イノシシが大分歩いとつですよ、あぜ道ば。昼間でん、どうもおるごたあですもんね。

そうすると、この下のほうが太陽光です。この前はこの太陽光のパネルの上に、猿のおったつて。そういう状態です。

この辺は昔はですね、昭和35年から40年にかけて、ほとんどミカン畑やったですよ。この大谷線のできる前、細か道がずっとこっちの下さに行つてですね、牛車かテラーで行つとらすとですよ。そういう状態です。それで、ずっとだんだん下がつて、この堤に水が流れることなつて、その下のほうは水田ちゅう状態ですね。

事務局  
土山委員

こちら辺は畑と山林が入り混じつとつてすもんね。

そうそう。で、先のほうは、ずっともう荒尾市と長洲町とごちよごちよなつとつとですよ。

濱北会長

この前、土山委員と一緒に、木原と3人で回りましたけど、木の植わつとつとがですね、小さか木じゃなかつてですよ。こがん太なつとつとですよ。だけんが、普通の細か重機じゃ何もかんもでけんだから。木の太かけん。

事務局

さっきの7ページ見てもらうといいんですけど、32-1が申請地で、32-3、



真下、同じ人の持ち物なんですよ。ここの地目は山林なんですよ。

池本委員 32-3は山林。  
事務局 山林で、持ち主が一緒なんですよ。  
松野委員 ここは畑じゃない。  
事務局 ここは畑じゃなかったですよ。  
池本委員 その下の平地、番地のなかとは堤かね。  
事務局 ここは堤です。  
池本委員 そうすると、隣接する50-2とか37-1とか。  
事務局 37-1、山林です。左隣33、畑。その下の32-2、山林。その辺一帯は、ほぼ山林です。36は畑。

池本委員 それで、今現況、これは山ですね。  
事務局 この辺までは山です。大体きれいなのは一番道路際、これでは見えないですけど、6ページの、入口のところの、ちょうどゼンリンでブイと書いてあるところ、ここはきれいにしてあります。それで、ゼンリンで果樹のマークがついったり、広葉樹林のマークがついったり、三本線というところが大体山です。

池本委員 こればいっちゃん認めるんじゃないくて、やっぱり、今、もう測定不可能なところ、どう見ても再生不可能というようなところは全部、何か根本的なことせんと、こればいっちゃん認めるなら、收拾つかんばい、これは。  
事務局 だけが、地主には、今後そういった、他の市町村なりの計画がありますので、それまで待ってとってくれというようなことでよかじゃなかですかな。  
事務局 確かに1個認めれば、池本委員の発言、そうかもしれませんけど、一つの足がかりで、こういう非農地関係につきましては農業委員会総会で諮る必要があって、それをもって法務局なので、今回議案として上げているところです。

池本委員 今度、農地利用状況調査をした後にもそういったことのもっと根本的な対策は考えておかんと、申請が1件1件、ぽつんぽつんと出てきた場合、非常に事務局は困るとるわけですよ。  
事務局 済みません、これは確かにおっしゃるとおりです。県も同じことを言われています。これは確かに相談しました。簡単に出してよかろうかという話です。  
これを足がかりに、今後こういうのが出てきたら、確かに申請が100件、200件、逆に上がってくるかもしれないです。逆にこっちが出して、それをするのも、今からの一つの足がかりです。

池本委員 今後、非農地証明交付申請書、申請書になるじゃろうな。  
事務局 はい。  
池本委員 申請書は地目変更をするために、下さいちゅうことたいな。  
事務局 はい。  
池本委員 そげん、事務局もがまださんけん。早よからしよきやよかつちゃん。もう何年も前から俺は言うようにばいっちゃんせんどが。  
事務局 これもなかなかできなかった部分で。  
池本委員 なかなかできんじゃない。しようと思わんけんてけんわけたい。

事務局 池本委員、そう言われますけど、これ、すごいボリュームなんです。すごいボリュームを……

池本委員 それはボリュームはあるよ。

事務局 これ、通知出して終わりじゃなかけんですね。だから、地区ば決めていくかってしかなかですよ。

池本委員 その中でも隣接地の人がだめちゅうたなら、これは許可できんけん。

事務局 そうです。うちがそうしてよかて言うたっちゃ、現況を見に行ったら、うちがでけんと言う場合もあるけんですね。そこは農地に戻してくださいという場合もあるけんが、いろいろ出てくると思います。今回調査した後、それにしかかろうかなとは思うとととですけれども。

池本委員 いや、思うたっちゃでけん。思うばかりじゃ。実行に移さんと。

事務局 それが二人ではなかなか。

池本委員 そういったことであれば、町長部局に人の増員をお願いするとか何とかして、そういった体制にしてせないかんわけたい。こがんで一本釣りで1件出てきとう、後が困るわけよな。

事務局 今回に関してはそうですね。受け身よりも、先に行ったほうがしやすかとはしやすかですね、うちも。やりやすかですけど。

事務局 ただ今回ののは、必ず本人が地目変更登記をするんですよ。

和木とかがしたのは、さらに地目変更登記をこっちが窓口で受けてますもんね。

本来なら、地主さんが地目変更登記を行うべきですが、地目変更登記まで受け付けたほうがこっちも安心するんですよ。地目変更登記をさっさんなら一緒なんです。「あなたの農地として農業委員会のほうで判断しましたので、地目変更登記をお願いします」という御案内を出したところで、それを持っていけば地目変更登記はできるんだけど、そこまでやらなければ結局残るんですよ。それを和木さんとかは頑張られた結果。

濱北会長 いろいろ難しいところはありますが……。

池本委員 はい、了解しました。私はこういった一本釣りについては反対です。やるなら、町を挙げて全部やってもらおうと。それまでこの人には待ってもらおうのが、私は一番平等なやり方だと思いますので、私は今回の議案9号については反対します。

濱北会長 皆さん、どがんですか。

池本委員 この人んとを認めんというわけじゃないわけですね。こういったものが出てきたから、段階を踏んでやりましょうと。でなかと、我々がずっと現況調査をしよっても、それはただ県や国への報告だけでいっちょん活用されとらん、これはそのあかしじゃん。

不在地主の人が一番迷惑かけとるもん。でなかと、農地守られんですよ。そがんとばすつとが農業委員会で、3条、4条、5条の申請ば許可する必要なかじゃけん、事務局はこれは適当と思って受け付けて出さるるだけやけん。形式やけん。

濱北会長

皆さん、どがんですか。池本委員は、反対じゃないけど、この方法では自分分は納得できんから反対しますということです。皆さんはどがんですか。この件についてだけ。

坂上委員  
濱北会長

次回の会議のときに、次はどがんするか、事務局で案を出したらどうですか。ただ、今、池本委員が言われるように、それをしかかると、人間がこれだけじゃ足らんと思います。

池本委員

うちの町長あたりも万次郎かぼちゃをつくろうといったときには、長洲町の耕作放棄地をゼロにしましょうと力を入れて言いましたよな。

増岡委員  
池本委員

言われましたね。

うん。力入れて言われましたよ。では、耕作放棄地をゼロにするためには、今もこういったことをして除外せんと、ゼロに近か数字にはならんとやけん、増員でん何でん町長部局に、こういったことでやりたいちゅうなら、私は町長も協力さすと思うよ。ただ、それは農業委員会の事務長あたりが部局に要望せんと二人で足らんじゃなくて、だから何人下さいちゅうことを言わないかん。それをせんなら、何もならんじゃんか。ただ3条、4条、5条ばかり審議しよっとじゃ、農業委員会、何にもならんというわけですたい。

だけん、今回のをカタつけて、農地の集積をすとか、面積を拡大すとか、そがんことしてやらんと、ここから先、今後の農業は一応そればすつとが農業委員会やけん。そういったお手伝いばしてやらんと。ただ3条、4条、5条の許可申請ばかり審議しよつても、何にもならんもん。審議じゃなかじゃん、何も。事務局が適当と思うて受け付けとつのは出してくつとやけんが。調査に調査をして、この人はオーケーですちゅうとしか出さんちやけん。

たしか俺が農業委員ばしとって、今まで否決したとは5条申請でたった1件だけ。事務局が適当と認めたって、それは認められんと俺が言うて否決したで1件。不動産屋がすぐ俺の家に殴り込んできたよ。変えれと。俺が農業委員ばしとつとを知って来つとじゃなかじゃけん、大体。そがんとき、直接委員に来るもんじゃけん、「馬鹿もん」と俺は言ったよ。

徳山委員  
池本委員  
徳山委員  
池本委員

今後の農業委員にはそういうのが課せられるとやないんですか、業務として。今も課せられとつとたい。

なら、農業委員もやっぱり頑張らないかんちゅうことですね。

頑張らないかんと。農地パトロールとかしたら、その後のフォローばしっかりせんと何にもならんて。せないかんとと思うだけじゃいけんもんな。やっぱり行動に移さんと。行動に移さんと、何でん問題解決せんとやけん。動かんと。

徳山委員

農業新聞とか見ると、農業委員が頑張つて放棄地をどがんかしたとか書いてあるばつてんですね。

池本委員

農業委員が頑張らんと、ここから先の農業は立っていかんとですよ。面積を集約すとか拡大すとか、隣接地との畦を離すとか何とか、そがんしたことで、やっぱり借りてしよう者だけじゃでけんや。そがんとばしてやつとが農業委員会たい。こういった形でするならな、事務の停滞じゃん。農業委員会の停滞。

長洲町を全部一遍にせんでよかつちゃけん。校區別に割るとか、大字別に割るとか、そがんしたようなことでんが、少しずつでん分けてでんがしていくとよかじゃけん。何かやり方があつと思うよ。

事務局 今、池本委員がおっしゃったように、いきなり長洲町全部は無理だと思いません。

池本委員 今回、ここを土山委員と会長と見に行きましたけれども、この場所は、さっきお話ししたとおり地目が混在していますので、こういうところから足がかりにしていく。それからだんだん。

池本委員 いや、基本的なことを考えんな、今んと、そんないっちょじゃ終わるわけない、そこだけで。正確に、何年度にどこをやるといっぴしゃつとした計画を立てんと。そこだけしたで、ほかの六栄や腹赤のほうも手つかずになってしまうて、今ん状況じゃ。そがんええかげんなことできるか。するならするで、ただここはいっちょなして、そういったシステムを今後、長洲町は設けますと。それは町長の許可もとらないかんし。ここは足がかりに、梅田のここだけしましようというたつて、そがんことしよつたつちゃ、そつで終わるつて、1回で。1回で終わつてよか問題じゃなかでしようが。

坂上委員 だけん、航空写真ば利用したらどがんね。

池本委員 航空写真利用したつちゃ、わからんど。圃場整備でしようところは直されんとやけん。

坂上委員 いや、山の境界線の載てるかね、航空写真に。

事務局 ある程度はですね。航空写真を配つて、こういう状況ですというつとば見せるつとも一つの手ではあると。

濱北会長 ただ、さっき言いよつたごと、航空写真撮つても、そこには地主がいっぱい周りにはおるけん、全部が全部賛成するつとは決して思われなない。

坂上委員 だけん、航空写真は拡大でくつちやなかですか。これよりもうんと広くでくつと思つんですよ。池本さんが言うつて、5件から5件、あるいは6筆から6筆、ずつと毎月していつたらどうですかという提案をしようつとです。

池本委員 それは、もう既に和事でやりました。今、荒尾もしよんなるし、そがんとをお手本にすつとよかどやけんが。結局、町長の許可も、減らしたいわけやけん、何かそがんせんつとですね。これをいっちょ認めたら、ここで終わつて、また。

事務局 今、いろいろ御意見いただきました。今回、1件申請が出ました部分についてはお願いをしたいと思つますし、これの.....

池本委員 私は反対です。部分的にいっちょずつというのは、それはできん。後々の計画が出つらんと。それは、後のは断らせばよか。町の農業委員の総会で認められませんつとです。委員会で認めんつといい。総会に。

認めない理由は、僕が言うつて、それいっちょやなくして、昔から、それば言うつとつとば、せなしよつたつとに、今来つとつとやけん、そういうことは早く取り組みばしてくれちゆうことだけん。

ほかの委員さんら、どうですか。するならするで根本的にやらんな。ほんなこて、農業委員は農業委員としての仕事はいっちょんしよらんとやけん。

これを機会に、農業委員会も荒尾、和水等を参考に、そういった問題点を一つずつ解決せんと。耕作放棄地の多くてそれに対応できんちゅうたら、農業の問題の一つやけん。問題点を解決するのがこがんした委員会だけん。それを私はずっと前から、それば早よせれ、せれち言いようばってん、あんたどんはただ聞き流しよとやけん。正直な話。

私はこれを機会に、やっぱり長洲町の農業委員会も何らかの動きはしたが一番よかと思う。ほしけんが、これを認めんちゅうとやなかつじゃけん。より前に進みましょうと。

あんたたちが言いよった、いい方向に持っていきましようって、反対しよとやなかつじゃけん。いい方向に持っていきましようちゅう。

事務局  
池本委員  
今、私が言ったのは、今回これ1件だけ認めてもらって、次の段階に行けば。そればしよと、もうその1件で終わってしまうて。これを機会に、何らか前に、あと半歩でも足ば踏み出すなら私は賛成するですよ。何せなし、これば1件ちゅうなら、そがん、いっちょんおかしかもん。それは認められん、俺は。ほかん人はどうか知らんばってん。そがん言うなら、それ1件で終わってしまう。

そして、そがんともせな、ほかにせんなんことはいっぱいあるって、まだ。一つずつ片づけていかんと、何もできせんて。

事務局  
でも、人の話が出たんですけど、やはりマンパワーというのは要るとですよ。これだけのボリューム、これをつくるのにも、何時間が残業しながらつくっていくとですよ。それプラス、今度、非農地の通知を出すと、またその分、出ていくとですよ。

池本委員  
今でせれとて言いよとやなかなやない。町長部局ともよく話し合って、事務局長が、こういった計画があります、農業委員会でも要望が出ております、それをやりたいとおっしゃれば.....

事務局  
今言われたとは全部言っとうですよ。でも、言って.....

池本委員  
言うとうとな。町長に言いに行くそがん。

事務局  
いろいろ言いに行って、今、交渉しよとですよ。

池本委員  
そんなの事務局が言い出して、町長、どがんかせんですかねって。じゃあ、それまでこれは待とっててくれ。俺が行くけん。それまで待とっててくれ、これは。俺が言うけん。

事務局  
池本委員から言われたように、これを足がかりにしていこうと思います。思うと言うとでけんばってんが、しようと思いますけんが、そこは御理解.....

池本委員  
やる気ちゅうのは、行動を起こさんとでけん。行動を起こすとがやる気やけん。思いついたら即実行、行動を起こさんなら。ただやる気がある、やる気があると言ったって口だけで、行動を起こすことがやる気やけん。なし、私がかがん力入れようかって、あんたが事務局長に来る前からずっと言いよるけんよ。

事務局  
聞いています。どがんかしてせなというのをいつも言うてです。それはわかっております。何とかせなんと思ふ気持ちはあるけんです。

池本委員  
事務局  
池本委員  
事務局  
池本委員  
事務局

こがん、申請ば出すけな、その許可が出るぐらい知らんやったるうが。  
今回初めて.....

個人で出してよかちゅうなら、そんな出らしてみるはず。

前は受けていなかったみたいです。

受けんやったちやろう。

うちもこれば受けるなら、次の段階に行かなねという話をしよったです。これだけで申請を受けたつばかりしよったっちゃ、話にならんばいと。やっぱりそう言いなごて、次のエリアば決めて非農地にずっとしていかなんというのを、次の段階に行かなねというのを言いよったです。

池本委員

取り組むか取り組まんかたい。ほんなこて、今んな、俺、信用せんわけたい、あんたがそがん言うたっちゃ。これをきっかけに、ここだけ認めてくれ、その次は段階的にやるけんて、それはただの口約束であって、いっちょんせやせんて、そがんとは。

事務局長、まだこういったことを意見として出してくるけんよかかな、出さんなら何もならんとやけん。

濱北会長  
農林水産課

どうぞ。

お世話になっております。農林水産課の長谷川です。

今、池本委員からいろいろお話を聞かせていただいたんですけど、私も木原と一緒に耕作放棄地の調査に昨年からかかっています。今回、6月の予算を今、部内でも査定していますけれど、今、GISの地図で耕作放棄地とかの色塗りができるようにやろうとしています。

そこでB分類の耕作放棄地の地図を農業委員さんに見ていただいて、この辺はもう固まるとるなというようなところを計画的に、今後、さっき言われた、非農地化していくようなことができないかと、今、話をしているところです。

ただ、そのシステムがまだできていない段階なので、なかなか場所を特定したり、どういう計画で進めていったらいいかをお出しできない状況なので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

そこは以前から非農地化が課題として上がっていました。人の問題もありますけれど、農林水産課と農業委員会と一緒にやっていかないといけないと思っています。今回は、何とか事務局の案を通していただいて、来月、再来月ぐらい、6月の補正予算で予算を上げるところで総務課のほうと調整しております。7月の今度の状況調査前後ぐらいには、そういった計画が立てられるようにしたいと思います。

濱北会長  
池本委員

ありがとうございました。

失礼かばってんな、農地調査の件が夏になるか暑か、8月いっぱい終わってよかつけんが、早よ計画してくれと、もう前に要望を出しておるよな。それに対しては何ら返答なかつじゃろうが。大体、事務局は農業委員ば、なめとっぞ。俺からずっと。何もせんじゃなかか。そこまで言わせんなんか。大体、早目にせんけな暑うなる。8月にせれと言うけん、ひらくちがおるし危なしてでけん、そいけん言うばってんが、そがんともいっちょんせんてから。委員会も

なめられてしまうとたい。委員から意見でん何でん出さんけんが。

何で俺がこがん言うかって、やっぱり何か一つずでも糸口ばつかんで解決せんと、これから先、農業はでけんて。長谷川さんがしよる、いわゆる農地の集積とか何とか、これは個人の利害関係が入るけん、まだ難しかけん、どがんかせないかんて、あがんとも。

事務局  
池本委員  
徳山委員

時間のかかる問題ですよ。

うん。

済みません、今、長谷川さん言われたように、皆さんも言われていますけれど、農地から外す方向にするのか、農道を拡張してでもそこを有効利用するようにするのか、そういう基本方針は町は持つとらんとでしょうね。ここの一番の原因は、農道がないのがほかの人もつくれない理由だと思っんですよ。もちろん大きな木もあるから今は大変と思っけど、開拓すれば、オリーブでん荒尾に貸してもいいし、いろいろ方策はあると思っんですけど。だから、町の考えを私たち自身がわからんけんですね。

もちろん地権者が遠方におったりして、荒れている理由はわかっているけど、便利がよければ借る人は、まだ……。若い人にも農業したいという人が、都会に今、結構多いみたいですから。町の今の考えが私たちもいまいぢわからないです。農道を拡張するのか、原野化して、菊水みたいに外すのか、その方向性がわからんです。

事務局

今思っているのは、もう使えないところ、そこに投資をしなければ使えないようなところは、もう非農地化のほうがいいのかという考えは持っております。

池本委員  
事務局  
池本委員  
事務局

いいのかなという考えを持っとなら、そればしようじゃんか。

そうです。したいんです。

ばってん、いっちょんできんが。

したいと思ってるんですよ・ただ、あそこを見ていただくと、ほんとうに今は山なんですよ。

池本委員

そがんとは、そこばかりじゃなく、いっぱいあるとたい。いっぱいあるけんな、やっぱり何か……

上野委員

現状の説明があつたですたい。自分がこの説明を聞いて思っったのが、いろいろな非農地化に向けての町の苦難があつて、その結果、この人が申請したらよかと思っつと。だけど、反対じゃない。これが上がってきたのは、この人が自分で考えて持っつこらしたんでしょう。私たちはいつも言うごと、これが出たら、池本さんも言いなしたけど、ほかの買い手はこれしかできんちゅうわけですよ。この前の段階では何もプランがないんですよ。だけん、それに対して歯がゆい思いはしよるわけです。出てきたら、何も反対できんもん、正式に。その前の段階で、この人がいろいろな非農地化ばしますという通知の後の結果にやっつこらしたというなら、見て、ああ、よかつたなと言いますけど、ただ単に。これ一つ通せば、後から増えて、よか結果になるかもしれせん。

だけど、それは思っつたんですよ。最初の説明を聞いたときに。何もわからん

ばってんが、非農地化する、ああ、これは結果が出てきたつかなと思ったら、違ふとよ。その人が自分のために申請しとらすとでしよう。それを生かすこともいい方法じゃありますよね。考え方ではね。いい案件かなと思います。100歩譲れば。

池本委員  
事務局  
池本委員

どがんかして進めてよ、次の議題に。

進め方がいかんじゃんな。

そうですね、これで同意が得られなければ、一応保留します。

そがんとは農業委員が強かですよ。同意せんけな、これは認められんて。たったそんくらいしか権利のなかけん。

上野委員

もう上がったらそれしかないけん。そら、上がってきたら、もう白黒だけん。これを生かすとよかけん。生かすとよかばってん。だけど、それは組織の中だと限度があると。だから、不可抗力もある。それはわかっとる。どがんする。進まんよ。これ自体に反対とは言いよらっさんとだけんが。

池本委員  
濱北会長

そう急ぐもんじゃなかつたけんが。

なら、この議案第9号については保留します。

濱北会長

異議なし の声有

次に進みます。

事務局

議案第10号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

議案第10号でございます。農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり提出いたします。

受付番号1番、当初計画の方は宝町区の方でございます。継承者のほうが愛媛県今治市の法人になっております。申請物件の表示でございますけれども、所在が宮野字辻屋敷、地番が782番の3、台帳、現況ともに畑。地積が412㎡になっております。

申請理由といたしましては、建て売り住宅を1棟という申請が出ておりましたけれども、駐車場及び資材置き場に変更をされております。施設の面積が412㎡となっております。

こちらのほうでございますが、農地区分といたしましては、第1種、第3種ともに該当しないもので、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地として判断しているところでございます。

資力及び信用力でございます。こちらのほう、金融機関残高証明が事業費を超過しているということで、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますが、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年6月1日より着工すると計画されております。遅滞なく事業に供することが見込まれるものと判断しております。

計画面積の妥当性でございますが、申請地に隣接している従業員の寮の駐車場、及び現場の車両の駐車場、及び資材置き場を予定されているということで



ございまして、面積的には妥当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、申請地の周囲は既存のブロック積み、及び東側には土坡ということで、造成中の被害はないと思われれます。

その他特記事項でございます。当初、建て売り住宅1棟を建築する計画で、平成27年3月23日付で熊本県の指令北農普振第40号で農地法第5条第1項の許可を得られておりました。その後、事業縮小による資金不足や熊本地震等により当初計画の実行が厳しいということで、今回の事業計画の変更承認申請となっております。農地法第5条第1項の同時申請となっているところでございます。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。

ここで、地区委員の城戸委員に補足説明をお願いします。

城戸委員

7番の城戸です。場所は、10ページを開いてもらっていいですか。向野のほうから宮崎のほうに行って、ちょっと高台になります。

当初計画者が建て売りを予定されていましたが、資金不足ということで変更になりました。それで、この現場の左側に継承者の社員寮になっています。この横を進入道路にして、奥に駐車場、工事車両の駐車場とか資材置き場に計画されたと思われれます。

それで、周辺農地の影響は、北側に農地がありますが、ブロック塀がしてありますので影響はないと思われれます。

以上、審議のほう、よろしくをお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と担当委員の説明が終わりました。この件について、何か御意見はございませんか。

池本委員

継承者というのは、工場はどこにあるんですか。何をつくっているんですか。寮ならば。

事務局

塗装業です。本所の場所は愛媛です。

池本委員

寮のあるから、何人か人間のおっとやろうもん。

事務局

外国人従業員寮になっているそうです。

濱北会長

ほかにありませんか。

ありません の声有

濱北会長

ないようですので、賛成の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成で、原案どおり決定いたします。

次に進みます。

12ページ、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号の1番でございます。先ほど御説明させていただきました分と同じになりますけれども、譲受人は先ほど言いました愛媛県今治市の法人、譲渡人が宝町区の方でございます。申請物件につきましては、先ほど言いましたとおり、同じ番地になっております。申請理由も駐車場及び資材置き場、施設面積も412㎡となっております。

農地区分も一緒です。先ほど御説明させていただいた分と一緒にになりますので、申しわけありません、割愛させていただきたいと思います。

濱北会長

ありがとうございました。ただいまの件については、補足説明は控えさせていただきます。この件について、何か質問はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成で、原案どおり決定いたします。

次に、受付番号2番の説明をしてください。

事務局

受付番号2番でございます。使用借人が大牟田市の方でございます。使用貸人が梅田区の方でございます。申請物件の表示でございますけれども、大字梅田字山居屋敷、地番が465番の1と467番の2となっております。台帳、現況ともに畑。地積のほうが、上のほうから122㎡と233㎡でございます。

申請理由といたしましては、個人住宅になっております。施設面積は66.03㎡となっております。こちらのほう、親子さんになっております。

農地区分といたしましては、都市計画法に定められている用途地域ですので、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございますが、金融機関の残高証明書、住宅建設の手付金、親族からの融資に伴う残高証明書や住宅ローンの保証会社による事前審査結果などがつけられており、事業費を超過しているため、適当と判断してまいります。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますが、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされており、平成29年6月5日より着工されるということで計画をされております。遅滞なく事業に供することが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性でございますが、申請地に隣接する宅地とあわせて、個人住宅及び駐車スペース、進入路の建設のため、適当と判断してまいります。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、造成工事は行わないということで、整地程度ということでございます。工事区域には柵を設け、周辺に被害がないようにされるということでございました。

その他特記事項でございますけれども、生活雑排水は公共下水道へ、雨水排水はビニールパイプ、ためますを設置し、道路側溝へ放流するというところでございました。

以上で説明を終わります。

濱北会長	ありがとうございました。
	地区担当の土山委員に補足説明をお願いします。
土山委員	11番の土山です。16ページを開いてもらっていいですかね。この下から上にずっと伸びている大きな道路が長洲大谷線です。信号があるとことが申請地です。
	ここお父さん宅です。その右のほうに息子さんの家を建てるということで申請が来ています。
	そして、下のほうに建物が二つありますけど、これは小屋です。道路側の小屋は、今はもう解体済みです。左の小屋も近日中に解体予定です。何ら支障はないと思います。
	審議のほど、よろしくをお願いします。
濱北会長	ありがとうございました。この件について何か質問等はございませんか。
	ありません の声有
濱北会長	なければ、賛成の挙手をお願いします。
	賛成者挙手
濱北会長	全員賛成。ありがとうございました。原案どおり決定いたします。
	次、18ページです。最後になります。
	議案第12号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第12号でございます。農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。
	19ページをごらんください。今回の分が左半分に書いてございます。5年と10年に田が書いてあり、5年が2,586㎡、10年が4,690㎡となっております。
	次の20ページをごらんください。
	4件出ております。賃借権が2件、使用貸借権が1件、期間借地が1件となっております。全部田で、7,276㎡となっております。
	21ページをごらんください。賃借権が2件出ております。こちらは、田が3筆、5,842㎡となっております。
	22ページをごらんください。こちらは期間借地、1件出ております。434㎡となっております。
	最後に、使用貸借権でございますが、23ページに1件出ております。こちらのほうが1,000㎡で、合計で、先ほど申しました平米数、7,276㎡となっております。
	簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。
濱北会長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。議案第12号について、何か質問等はございませんか。
馬場委員	賃借料が1反で120キロというところは間違いなかとですか。間違いならば。
事務局	済みません。1筆120キロです。
濱北会長	ほかにありませんか。

ありません の声有  
濱北会長 ないようですのでこれで終わりますが、その他の件で、ほかに何か質問等はないですか。  
池本委員 ちょっといいですか。日誌もらったよな、俺は前々回来んやったばってん。前回の日誌、活動日誌。  
事務局 はい。  
池本委員 あれはただ配ったばっか？ それとも、書き道の指導しなはったですか、どがんやったですか。  
事務局 書き道はまだ指導しておりません。  
池本委員 あれは書き道指導せんと、書くことはなかなか難しかて思うよ。  
濱北会長 この次から説明します。特にないですか。  
ありません の声有  
濱北会長 ほかにないようですので、これをもちまして、平成29年度第2回長洲町農業委員会臨時定例会を閉会いたします。  
事務局 起立。礼。

(事務局その他)

1. 農業委員活動記録セットについて
2. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

閉会(終了 午前11時45分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印